

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（令和元年度 第1回）議事録

- 1 開催日時 令和元年5月10日（金） 午後2時00分開会
- 2 開催場所 市役所旧館3階大会議室
- 3 出席委員

会 長	在 原 昌 秀	委 員	中 村 隆
副会長	立 川 久 雄	委 員	菅 野 美 穂
委 員	大 岩 み さ 子	委 員	佐 藤 博 文
委 員	三 木 善 久	委 員	天 野 恵 子
委 員	山 本 美 津 子	委 員	岸 勇 介
委 員	大 海 高 子		

(欠席委員)

委 員	神 川 律 子	委 員	渡 邊 彰 浩
委 員	山 中 太 郎	委 員	石 川 尚 子

- 4 出席職員

福祉部長	今 関 磨 美	介護保険課 管理班 主任主事	白 井 聖 人
福祉部 参事 [高齢者支援課長]	野 呂 幸 晴	介護保険課 認定・給付班長	森 本 芳 弘
介護保険課長	石 井 正 則	高齢者支援課 上席保健師 [地域包括支援班長]	一 色 弥 生
介護保険課 副課長[管理班長]	川 西 正 宏	高齢者支援課 高齢者福祉班長	半 沢 佐 知 子
介護保険課 管理班 副主査	四 宮 里 江 子		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人	傍聴人数	1 人
------	-----	------	-----

- 6 次第

- (1) 指定地域密着型サービス事業所の公募について
 - (1-1)小規模多機能型居宅介護【令和元年度指定分】
 - (1-2)看護小規模多機能型居宅介護【令和2年度指定分】
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (3) 令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (4) 低所得者への介護保険料軽減強化について
- (5) その他

- 7 議 事

事務局 (石井課長)	本日はお忙しい中、当会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。 出席の報告を頂いております委員の皆様、全員お揃いですので、始めさせて頂
---------------	--

	<p>きます。</p> <p>会議に先立ちまして、2点、報告がございます。</p> <p>1点目は、委員の異動でございます。選出区分被保険者のうち、自治連絡協議会からの委員でございますが、新年度になりまして、自治会役員の改選がありましたことから、吉野委員が離任され、新たに 三木 喜久 様 が委員に就任いたしました。</p> <p>三木委員、ひと言、ごあいさつをお願いできますでしょうか。</p>
三木委員	【あいさつ】
事務局 (石井課長)	<p>三木委員、どうぞ、よろしくお願いいいたします。</p> <p>それから2点目としまして、事務局の職員でございます。今年度の人事異動によりまして、変更がございましたので、班長職以上の職員につきまして、紹介させていただきます。</p> <p>【異動職員4人の紹介】</p> <p>以上の4名が、人事異動により就任いたしました。</p> <p>それでは、福祉部長の今関より、一言ご挨拶申し上げます。</p>
今関部長	【あいさつ】
事務局 (石井課長)	<p>それでは、令和元年度第1回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、神川委員、渡邊委員、山中委員、石川委員が所用のため欠席との報告を頂いておりますので、ただいまの出席委員は11名でございます。</p> <p>従いまして、過半数の出席となっており、協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>始めに資料の確認をさせていただきます。</p> <p>【郵送資料、持参依頼資料及び当日配布資料の確認】</p> <p>それから、今回の資料配布につきましては、皆様への送付が大変遅くなりました。重ねてお詫び申し上げます。</p> <p>それでは次第によりまして、会議を進めて参ります。</p> <p>在原会長、ごあいさつをお願いいたします。</p>
在原会長	【あいさつ】
事務局 (石井課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。会議の進行は、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が行うこととなっておりますので、</p>

	<p>在原会長にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、在原会長、よろしくお願いいたします。</p>
在原会長	<p>議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (石井課長)	<p>本日の会議は、公開でございます。会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開して参りますのでご了解ください。また、委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。</p>
在原会長	<p>皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。</p> <p>傍聴の方につきましては、配布いたしました要領の注意事項を遵守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせて頂きます。</p> <p>本日の議題は、あいさつで述べました通り、その他を含め5件でございます。会議次第をご覧ください。各議題の説明をさせていただきます。</p> <p>議題（1）は、地域密着型サービス事業所の公募について、報告と説明を受け、ご意見を頂くものです。</p> <p>議題（2）は、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、報告を受け、ご意見を頂くものです。</p> <p>議題（3）は、令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について、説明を受け、審議のうえ、採択をするものです。</p> <p>議題（4）は、消費税率引き上げに伴う低所得者への介護保険料軽減強化について、説明を受け、ご意見を頂くものです。</p> <p>議題（5）、「その他」といたしまして、委員の皆様からのご意見を伺うものがございます。</p> <p>議事の進行ですが、議題ごとに事務局の説明の後、質疑や意見をお受けする事とします。</p> <p>まず、議題（1）、「地域密着型サービス事業所の公募について」、事務局の報告を求めます。</p>
事務局 (白井主任 主事)	<p>【議題1に関する報告・説明】</p>
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
中村委員	<p>小規模多機能型居宅介護について、平成28年度から3年間、応募がない状態</p>

	<p>でしたが、介護需要は満たされていたのでしょうか。また、応募条件を見直す等の検討はされていないのでしょうか。</p>
<p>事務局 (白井主任 主事)</p>	<p>小規模多機能型居宅介護の応募がない状態が続いていましたが、同様のサービスである通所介護やショートステイについては、既存の事業所でもサービスを展開しており、そちらを組み合わせるなどして利用して頂いておりました。</p> <p>しかし、今後、さらに需要が増えてまいります。公募を行うとともに、事業者への公募内容の積極的な周知を拡大していきます。</p>
<p>在原会長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>事業者アンケートでは、人材確保が難しいとか、事業の拡大が困難という意見がありました。</p>
<p>事務局 (石井課長)</p>	<p>事業者から、人材難とか、採算がとりづらいという声もあり、県で介護人材の確保について事業展開しています。市としてもできることがあれば検討していきたいと考えております。</p>
<p>在原会長</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護よりも更に事業者の参入が難しいと思います。</p> <p>市には、事業者に対し積極的に呼びかける等、できるところから対応して頂きたいと思います。</p> <p>他に質疑・ご意見等はありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>無いようですので、次に移らせて頂きます。</p> <p>次に、議題(2)、「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」、事務局の報告を求めます。</p>
<p>事務局 (一色上席 保健師)</p>	<p>【議題2に関する報告】</p>
<p>在原会長</p>	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p> <p>(質疑・意見等なし)</p> <p>無いようですので、次に移らせて頂きます。</p>

	次に、議題（３）、「令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、本件は審議案件ですので、審議の後に採択をとります。事務局の説明を求めます。
事務局 （一色上席 保健師）	【議題３に関する報告】
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>無いようですので、採決に移らせて頂きます。「令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全員賛成です。これにより、「令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」は、承認されました。</p> <p>次に移らせて頂きます。議題（４）、「低所得者への介護保険料軽減強化について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （川西副課 長）	【議題４に関する報告】
在原会長	<p>質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。</p> <p>質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、ありましたらお願いします。</p>
立川委員	消費税率改定が再度延期された場合、どのような対応になりますか。
事務局 （石井課長）	消費税率改定が延期などとなっても、介護保険法施行令の改正はすでに施行されており、条例が改正されれば軽減は有効になります。ただし、国が政令を再度改正すれば、その改正に対応していくことになります。
在原会長	<p>よろしいですか。</p> <p>他に質疑・ご意見等はありませんか。</p>

中村委員	現在の介護保険料は、消費税8%で計算されているのですか、それとも税率改正を見込んで計算されているのですか。
事務局 (石井課長)	介護保険料は必要なサービスに対する費用をベースに積算しますが、現在の介護保険料は既に税率改正を見込んでの保険料となっています。 利用者が支払う介護サービスの利用料は原則非課税ですが、消費税増税となるとサービス提供事業者の負担は増えますので、介護報酬の見直しにより対応していく仕組みになっています。
在原会長	その他、介護報酬の見直しがあれば、全体の給付費に影響が出ますが、保険料は変わりません。保険者としては、差額は、繰越金での吸収や基金の切り崩しで対応していくのですか。
事務局 (石井課長)	計画期間のサービス利用料を見込むのはなかなか難しいのですが、差額は繰越金や基金取崩しで調整されることとなります。
在原会長	他に質疑・ご意見等はありませんか。 (質疑・意見なし) 無いようですので、次に移らせて頂きます。最後に、議題5「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。 (発言なし) 何もないようですが、事務局から報告等ございますか。
事務局 (川西副課長)	【次回開催（7月18日）の確認、報酬等振込みの連絡】
在原会長	蔵波に特別養護老人ホームを建設中ですが、見学の考えはありますか。
事務局 (石井課長)	建設は計画どおり進んでいて、11月の竣工予定です。第3回か第4回の協議会で委員の皆様に見学していただくことを考えております。 改めてご案内させていただきます。
在原会長	それでは、本日予定していた議案の審議は、全て終了いたしました。以上で、議長の任を解かせて頂きます。議事進行にご協力を頂き、ありがとうございます

	た。
事務局 (石井課長)	在原会長、ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、令和元年度 第1回 袖ヶ浦市 介護保険運営協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和元年度 第1回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 令和元年5月10日(金)
午後2時00分
場 所 市役所旧館3階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議題

- (1) 指定地域密着型サービス事業所の公募について
 - (1-1) 小規模多機能型居宅介護【令和元年度指定分】
 - (1-2) 看護小規模多機能型居宅介護【令和2年度指定分】

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

- (3) 令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

- (4) 低所得者への介護保険料軽減強化について

- (5) その他

4 閉 会

**議題（1-1）令和元年度指定地域密着型サービス事業所
（小規模多機能型居宅介護事業）の公募について**

本件につきましては、袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき、平成28年度及び平成29年度に介護サービス事業所の公募を行いました。が、応募事業所が無かったことにより、当該介護サービス事業を整備することが出来ませんでした。

そこで、引き続き整備を進めるため、平成30年度を計画の初年度とする袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に位置づけ、平成30年度に公募を行いました。が、応募事業所が無かったので、改めて令和元年度に公募を行うことについて報告するものであります。

【公募の趣旨】

本公募につきましては、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険計画」に基づく介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、小規模多機能型居宅介護を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

【公募の状況】

平成28年度	応募事業者なし
平成29年度	応募事業者なし
平成30年度	応募事業者なし

【事業の内容】

開設年度	令和元年度
整備事業者数	1事業者
定員	29名以下
日常生活圏域	市内全域

【募集スケジュール】

募集要項配布期間	平成31年4月1日～6月21日
質問受付期間	平成31年4月22日～5月10日
事前協議申出書受付期間	令和元年5月20日～5月31日
応募書類受付期間	令和元年6月10日～6月21日

※公募内容は、次ページ以降の「袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者募集要項（小規模多機能型居宅介護事業）」をご参照ください。

2019年度（平成31年度）
袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者募集要項
（小規模多機能型居宅介護事業）

平成31年4月

袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課

【目次】

1	公募の趣旨	1
2	公募する地域密着型サービス事業の内容	1
3	応募事業所の資格	1
4	応募条件	2
5	募集及び選定スケジュール	3
6	申込方法	3
7	応募に当たっての留意点	6
8	禁止事項・欠格事項	7
9	質問及び回答	8
10	選定方法	8
11	補助金について	11
12	応募申込に係る提出書類一覧	12
13	その他の書類一覧	13
※	別表	14

1 公募の趣旨

本市では、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

本公募につきましては、この計画に基づく介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、小規模多機能型居宅介護を整備・運営する事業所を選定するために実施するものです。

2 公募する地域密着型サービス事業の内容

開設年度	地域密着型サービスの種類	整備数	定員	日常生活圏域
2019年度 (平成31年度)	小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)	1事業所	29名以下	市内全域

※ 日常生活圏域については、本要項の別表（14、15ページ）を参照してください。

※ 事業所指定の関係から、2020年（平成32年）2月末までに竣工してください。

3 応募事業所の資格

応募事業所は、次の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- ① 法人格を有し、現に介護保険サービス事業を運営している事業者であること。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- ③ 法人と代表者が、袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤ 法人の役員（就任予定者含む）等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥ 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- ⑦ 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。

- ⑧ その他、関係省令・解釈通知などの内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行うこと。

4 応募条件

(1) 施設の確保

関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。

(2) 法令等の順守

① 袖ヶ浦市が定める下記の基準を満たしていること。

- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 5 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 3 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 6 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 4 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）

② 都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たしていること。

③ その他、関係法令、袖ヶ浦市の関係条例等を遵守すること。

(3) 事業の開始

2020 年（平成 32 年）3 月 31 日までに本市の指定を受け、事業を開始できること。

5 募集及び選定スケジュール

今後のスケジュールについては、次のとおりです。

都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

募集要項配布期間	平成 31 年 4 月 1 日（月）～ 2019 年（平成 31 年）6 月 21 日（金）
質問受付期間	平成 31 年 4 月 22 日（月）～ 2019 年（平成 31 年）5 月 10 日（金）
事前協議申出書受付期間	2019 年（平成 31 年）5 月 20 日（月）～ 2019 年（平成 31 年）5 月 31 日（金）
応募書類受付期間	2019 年（平成 31 年）6 月 10 日（月）～ 2019 年（平成 31 年）6 月 21 日（金）
書類審査	～2019 年（平成 31 年）7 月 5 日（金）
介護保険運営協議会（地域密着型サービス運営委員会）におけるプレゼンテーション及びヒアリング	2019 年（平成 31 年）7 月 18 日（木）
事業者の決定	2019 年（平成 31 年）7 月下旬
開設 3ヶ月前	事業所指定に関する事前相談
開設 2ヶ月前	事業所指定申請（介護保険法）
開設 1ヶ月前	介護保険運営協議会（地域密着型サービス運営委員会）の開催 事業所指定

※ 受付は、土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までとなります。

※ 事業所の指定にあたっては、介護保険運営協議会（地域密着型サービス運営委員会）による審査が必要となります。

6 申込方法

(1) 事前協議申出書の提出

① 受付期間

2019 年（平成 31 年）5 月 20 日（月）から 2019 年（平成 31 年）5 月 31 日（金）まで
（土・日を除く）

午前 9 時から午後 4 時まで（時間厳守）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

ア 小規模多機能型居宅介護事業者の募集に係る事前協議申出書（様式 1）

イ 法人の概要（任意様式にて、所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等を記載してください。※パンフレット等があれば添付してください。）

ウ 事業概要調書（様式 5）

エ 事業所の位置図、施設の配置図、平面図、給排水計画図など施設建設に関する図書

オ 実施予定事業の定員・従業者等の計画（様式 7）

(2) 応募書類の提出

本募集に応募を希望する事業者は、「応募申込に係る提出書類一覧」（12～13 ページ）を参照の上、代表者または施設長予定者が本課窓口を持参し提出してください。

① 受付期間

2019 年（平成 31 年）6 月 10 日（月）から 2019 年（平成 31 年）6 月 21 日（金）まで
（土・日を除く）

午前 9 時から午後 4 時まで（時間厳守）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

提出書類に必要な様式類については、袖ヶ浦市介護保険課ホームページよりダウンロードしてください。

※ 添付書類については、原本の写しで差し支えありません。

③ 提出場所及び問合せ先

事前協議申出書並びに応募申込書の提出場所及び問い合わせ先は次のとおりです。

<提出場所及び問い合わせ先> 袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 宛て 住所 袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1 電話 0438 (62) 3158 F A X 0438 (62) 3165 Eメール sode73@city.sodegaura.chiba.jp
--

④ 提出部数：20 部（正本 1 部、副本（コピー可）19 部）

※副本については、正本の写しで差し支えありませんが、「事業所（予定地）の写真」のみフルカラーの写しを副本に添付してください。

⑤ 作成上の注意

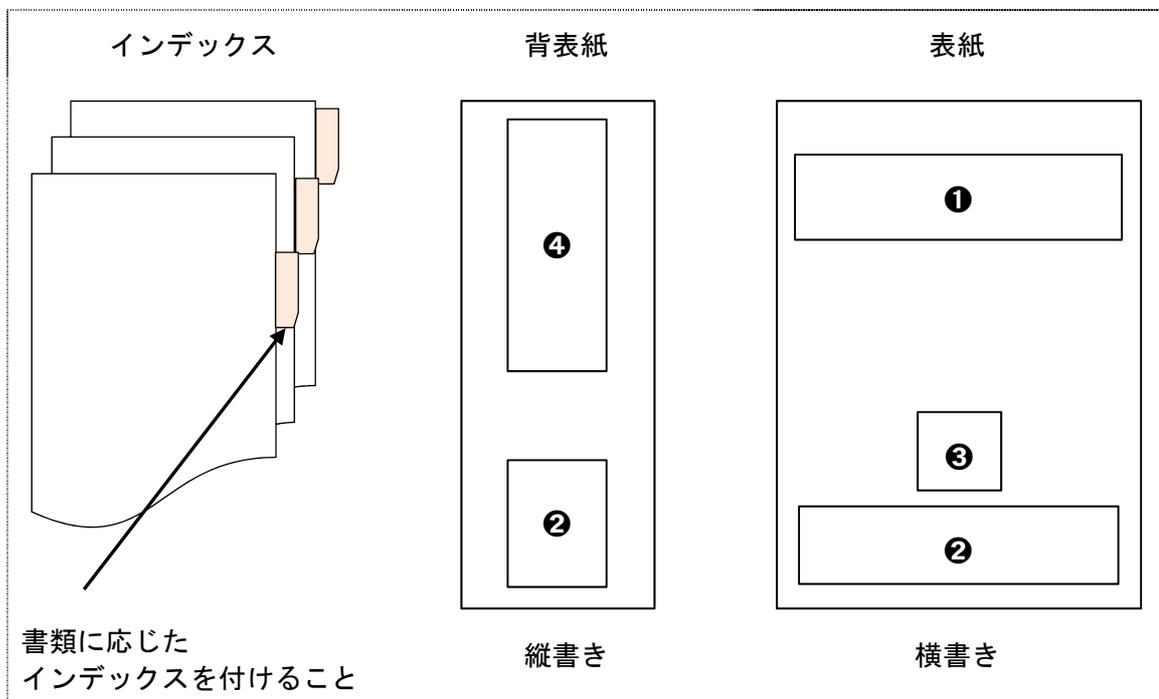
- ・直接持参し、提出してください。郵送・宅配業者等での提出方法は、受けません。
- ・提出書類不備・不足の場合、審査の対象から除外となります。注意してください。
- ・提出書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型で作成してください。
- ・提出書類の体裁は、次のように整えてください。

○全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記する。

○項目ごとに文字表記のインデックスをつける。(番号のみ可)

○全体をバインダー等で綴り、表紙に、「2019年度(平成31年度)小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書」、正本又は副本の区分、整備事業者所の見出しを付け、背表紙には「2019年度(平成31年度)小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書」、整備事業者名の見出しを付けてください。

○提出書類はA4サイズに統一し、図面でA3サイズの場合はA4サイズ折りしてください。



バインダー等に、次のとおり見出しをつけてください

- ①応募申込書：2019年度(平成31年度)整備 小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書
- ②事業者名
- ③正本又は副本の区分
- ④応募申込書：2019年度(平成31年度)小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書

7 応募に当たっての留意点

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 2019年（平成31年）6月21日（金）の締切日以降、事業所の都合による計画の変更や書類の差し替えは原則として認めません。市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。この事を踏まえて、提出日及び提出時間を考慮してください。
- (3) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (4) 事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等について、袖ヶ浦市は責任を負いません。
- (5) 今回の応募に当たって提出した提案内容について、事業候補者として選定された後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ応募してください。
- (6) 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は応募事業者の負担とします。
- (7) 提出された書類は添付資料等も含め、原則として返却しません。また、袖ヶ浦市情報公開条例の規定により、情報公開の対象となる可能性があります。
- (8) 他の応募者の計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (9) 代表者、管理者、計画作成担当者、介護支援専門員等の要件を確認し、開設までに必須研修を修了した職員を配置できるようスケジュールに注意してください。
- (10) 市長は、選考された法人又は事業者において、この公募要項に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるものとします。なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- (11) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式10）を提出してください。
- (12) 事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。
- (13) 福祉部、担当課、その他関連する部署へのご挨拶は一切お断りします。

8 禁止事項・欠格事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、法人に応募資格がないと認めた場合。
- ② 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の審査前に、協議会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合。
- ③ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合。
- ④ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての選考を取り消します。

- ① 事業開設に係る関係省令等に抵触するなど、明らかに整備が不可能であると市が判断した場合。
- ② 本公募要項の要件に適合しない変更等を、市の承諾なく行った場合。
- ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市が認める場合。

9 質問及び回答

(1) 受付期間及び受付方法

本募集要項等に関して質問がある場合は、平成 31 年 4 月 22 日（月）から 2019 年（平成 31 年）5 月 10 日（金）午後 4 時までに F A X 又は E メールにより受け付けます。これ以外の方法（電話、口頭等）での質問は受け付けません。

(2) 質問票の記載について

- ① 質問票（様式 11）に要旨を簡潔にまとめ、質問票 1 枚に 1 件の質問としてください。
- ② 質問票到着後、質問の内容に関し確認させていただく場合がありますので、質問票の控えを保管しておいてください。

<送付先>
袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 宛て
F A X 0438 (62) 3165
E メール sode73@city.sodegaura.chiba.jp

(3) 質問に対する回答

受付期間中に受け付けた質問については回答書を作成し、2019 年（平成 31 年）5 月 17 日（金）までに、袖ヶ浦市介護保険課ホームページに掲載いたします。

10 選定方法

(1) 運営事業所の決定方法

- ① 運営事業所の決定は、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」で審査選考し、同運営協議会の意見等を踏まえて、市長が決定します。
- ② 審査は、書類審査、現場調査、事業者のプレゼンテーション（提案）及びヒアリング（質疑・応答）により行い、総合的に評価・審査します。

プレゼンテーション及びヒアリングは、本事業に関する考え方や特色などについて、プレゼンテーションしていただいた後に、その内容についてヒアリングを行います。

このプレゼンテーションは、応募申込時に提出していただいた書類を資料とし、口頭による説明を基本としますが、当日会場で必要に応じて簡単な書類等を配布することは可能です。

(2) 審査の項目

次に掲げる選定基準等に照らし、総合的に審査します。

① 運営理念及び基本方針【満点20点】

・本公募に応募した理由

本公募に応募した理由、動機などについて望ましいものと認められるか。

・地域密着型サービス提供にあたっての理念・基本方針

地域密着型サービスに必要な法令・制度の目的を理解し、適切なサービスの提供を期待できるか。

・サービスの質の向上に対する考え方・取組み

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するための基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

・利用者に対する考え方・取組み

利用者の心身の状況等の把握、利用者・家族のプライバシー等の個人情報管理に対する取組み、身体拘束・虐待防止に対する取組み、苦情・相談体制などについて、基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

② 事業内容の具体性【満点20点】

・事業計画書に基づいた具体的な事業スケジュール

事業スケジュールに必要な手続きが盛り込まれ、適正なスケジュールと認められるか。

・事業所の確保状況及び立地状況

事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれるか。事業所の立地状況は交通アクセスや医療機関など地域環境を考慮しているか。

③ 財源の確保・採算性についての考え方【満点10点】

・事業所整備の資金計画及び資金の確保は認められるか。

・事業の計画に基づいた収支計画は安定かつ継続的な運営が見込めるか。

④ 安全・安心への対策【満点10点】

・地震等災害発生時における避難場所・避難経路等の確保及び入所搬送について具体的な対策が図られることが認められるか。

・防犯体制が図られることが認められるか。

⑤ 人材の確保・育成への対策【満点10点】

- ・人材確保に対する取組みは期待できるか。
- ・職員の育成・接遇に関する取組みは期待できるか。

⑥ 地域住民の理解・支援の状況【満点10点】

- ・事業所予定地に隣接する土地の地権者の同意を得ていると認められるか。
- ・事業所予定地の周辺の地元区・自治会や地域の住民に対して計画の説明を行っているか。

⑦ 地域等との連携【満点20点】

- ・地域との連携の考え方と取組みは期待できるか。
- ・運営推進会議の設置に対する取組みは期待できるか。
- ・協力医療機関との連携体制が図られていることが認められるか。
- ・地域包括支援センター、介護サービス事業者との連携・協力について見込みがあると認められるか。

(3) 採点方法

満点は100点です。

袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員1人1人による採点を行います。

なお、採点の結果、合計点数が、「出席委員数×100点（満点）×60%」に満たない場合は、提案事業所が1所であったとしても、選定事業所なしとします。

(4) 審査結果の通知

すべての応募事業者に文書で通知します。選考経過についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

<注意> この決定は、指定を確定したものではありません。事業所の指定には、事業所開設前に指定申請書の提出が必要であり、指定事務に係る審査において、指定基準・運営基準等に該当しない場合は、指定をしません。

(5) 審査結果の公表

決定した運営事業所名及び事業の内容は、市のホームページで公表します。（応募者の申請内容については、公表いたしません。）

11 補助金について

千葉県介護施設等整備事業交付金を活用し、補助を行う予定です。ただし、当該交付金については、県予算の関係等により不交付となることも想定されます。

なお、袖ヶ浦市では、これらの交付金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、補助を希望する事業者につきましては資金計画の策定にあたりご承知おきください。

〈参考〉

下記の補助金単価は、平成 30 年度の単価であり、2019 年度（平成 31 年度）においては異なる場合があります。

◎地域密着型サービス施設等整備事業分

施設の種類の種類	補助単価	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設につき 32,000 千円	補助対象事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）とする。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

◎地域密着型サービス施設等開設準備事業分

施設の種類の種類	補助単価	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	宿泊定員数 1 人につき 800 千円	補助対象事業の開設に必要な需用費、使用料、賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費とする。ただし、開設前の 6 か月間の準備に係る経費に限る。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

12 応募申込に係る提出書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書	様式 2
2	応募に係る誓約書	様式 3
3	定款（写し） ・最新のもの	任意様式
4	法人登記の履歴事項全部証明書 ・応募申込日前 3 か月以内に発行された最新のもの	—
5	法人事業概要（パンフレット等）	任意様式
6	当該申請に係る資産の状況 ・直近 2 年分の決算書類（収支予算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録） ・賃貸借契約書（賃貸物件の場合のみ）	任意様式
7	役員名簿	様式 4
8	事業概要調書	様式 5
9	開設提案書	様式 6
10	実施予定事業の定員・従業者等の計画	様式 7
11	開設までのスケジュール ・開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等に係る日程等を時系列に記載したもの	任意様式
12	事業所（予定地）の写真 ・事業所（予定地）の状況（現況、排水先、接続する道路等）がわかるもの ・外観及び内部の現況写真（既設のみ）	—
13	計画図面に関するもの ①位置図（縮尺 1/10,000 程度） ②周辺図（縮尺 1/1,500 程度） ③公図（写し） 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもので、敷地を太線で囲い、敷地及び隣接地には地権者名を記入すること ④敷地求積図 ⑤現況図 ⑥土地利用計画図 敷地の利用計画、及び建物の配置のわかるもの ⑦給排水計画図	—
14	事業所の案内図・配置図・平面図等 ①案内図（縮尺 1/10,000 程度） ②配置図 ③平面図 ④その他：実施地域（予定）を記載した図面	—

15	土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ・登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等	
16	検査済証の写し ・建築基準法及び消防法上の検査済証の写し（既設のみ）	
17	施設建設予定地事前協議内容報告書 ・協議事項ごとに関係機関からの指摘事項、指摘事項に対する対応策、スケジュールを記載し、必要があれば添付書類を添付してください。	様式 8
18	事業計画書 ・事業計画書（事業開始から 3 年間の利用者の見込み） ※当初から 100%の稼働率を目指すのではなく、職員の習熟度などを勘案し、計画的な利用者数見込みとしてください。	任意様式
19	資金計画書 ・資金需要（事業費、借入金返済、運転資金等） ・資金調達（自己資金、借入金等） ・借入金返済計画	任意様式
20	収支予算書 ・事業開始から 3 年間の収支見込（介護報酬等は現行制度によります。） ※当該赤字の場合は黒字に転換するまで作成してください。	任意様式
21	その他の必要な書類 ・現在運営している施設等のパンフレット	—
22	原本証明書	様式 9

提出書類は、原則として A 4 サイズで作成してください。（図面については A 3 サイズ可）

13 その他の書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	応募辞退届	様式 10
2	質問票	様式 11

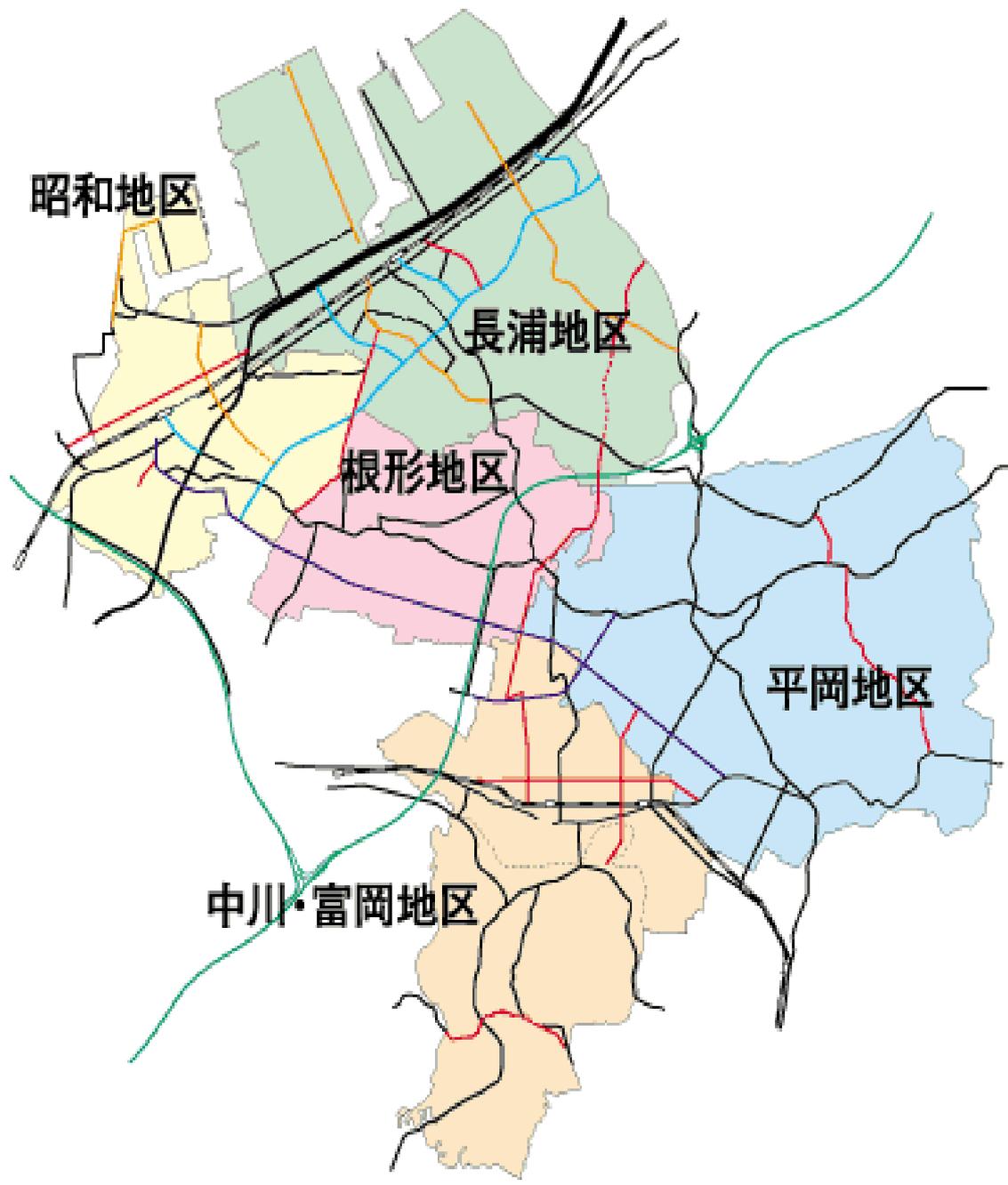
※ 別表

●日常生活圏域の区分

圏域名	住 所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1丁目～2丁目、福王台1丁目～4丁目、神納、神納1丁目～2丁目、南袖
長浦地区	今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真理錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

※市内全域＝全区域

<図 袖ヶ浦市の日常生活圏域>



議題（1-2） 令和2年度整備 指定地域密着型サービス事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業）の公募について

【公募の趣旨】

本公募につきましては、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険計画」に基づく介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、看護小規模多機能型居宅介護を整備・運営する事業者を選定するために実施するものです。

【事業の内容】

開設年度	令和2年度
整備事業者数	1事業者
定員	29名以下
日常生活圏域	市内全域

【募集スケジュール】

募集要項配布期間	令和元年 6月 3日 ~ 12月 6日
質問受付期間	令和元年 7月 1日 ~ 8月16日
事前協議申出書受付期間	令和元年 8月26日 ~ 10月 4日
応募書類受付期間	令和元年10月28日 ~ 12月 6日

※公募内容は、次ページ以降の「袖ヶ浦市地域密着型サービス事業者募集要項（看護小規模多機能型居宅介護事業）」をご参照ください。

令和2年度整備

袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者募集要項

(看護小規模多機能型居宅介護事業)

令和元年6月

袖ヶ浦市 福祉部 介護保険課

【目次】

1	公募の趣旨	1
2	公募する地域密着型サービス事業の内容	1
3	応募事業所の資格	1
4	応募条件	2
5	募集及び選定スケジュール	3
6	申込方法	3
7	応募に当たっての留意点	6
8	禁止事項・欠格事項	7
9	質問及び回答	8
10	選定方法	8
11	補助金について	11
12	応募申込に係る提出書類一覧	12
13	その他の書類一覧	13
※	別表	14

1 公募の趣旨

本市では、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

本公募につきましては、この計画に基づく介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るために、看護小規模多機能型居宅介護を整備・運営する事業所を選定するために実施するものです。

2 公募する地域密着型サービス事業の内容

開設年度	地域密着型サービスの種類	整備数	定員	日常生活圏域
令和2年度	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	29名以下	市内全域

※ 日常生活圏域については、本要項の別表（14、15ページ）を参照してください。

※ 事業所指定の関係から、令和3年2月末までに竣工してください。

※ 補助事業（入札・着工等）の着手は、令和2年度中となります。

3 応募事業所の資格

応募事業所は、次の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- ① 法人格を有し、現に介護保険サービス事業を運営している事業者であること。
- ② 介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- ③ 法人と代表者が、袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- ⑤ 法人の役員（就任予定者含む）等が、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥ 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- ⑦ 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。

- ⑧ その他、関係省令・解釈通知などの内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行うこと。

4 応募条件

(1) 施設の確保

関係法令の基準を満たすものであれば、新築、改築の別は問いません。また、施設の所有権は法人にあることを原則としますが、安定的に事業の用に供することができると認められる場合には、相当期間の賃貸借によることも可能とします。

(2) 法令等の順守

① 袖ヶ浦市が定める下記の基準を満たしていること。

- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 5 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 3 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 6 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年規則第 4 号）
- ・ 袖ヶ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）

② 都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たしていること。

③ その他、関係法令、袖ヶ浦市の関係条例等を遵守すること。

(3) 事業の開始

令和 3 年 3 月 31 日までに本市の指定を受け、事業を開始できること。

5 募集及び選定スケジュール

今後のスケジュールについては、次のとおりです。

都合により日程等の変更が生じる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

募集要項配布期間	令和元年6月3日(水)～ 令和元年12月6日(金)
質問受付期間	令和元年7月1日(月)～ 令和元年8月16日(金)
事前協議申出書受付期間	令和元年8月26日(月)～ 令和元年10月4日(金)
応募書類受付期間	令和元年10月28日(月)～ 令和元年12月6日(金)
書類審査	～令和2年1月10日(金)
介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)におけるプレゼンテーション及びヒアリング	令和2年1月23日(木)
事業者の決定	令和2年2月下旬
開設3ヶ月前	事業所指定に関する事前相談
開設2ヶ月前	事業所指定申請(介護保険法)
開設1ヶ月前	介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)の開催 事業所指定

※ 受付は、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時までとなります。

※ 事業所の指定にあたっては、介護保険運営協議会(地域密着型サービス運営委員会)による審査が必要となります。

6 申込方法

(1) 事前協議申出書の提出

① 受付期間

令和元年8月26日(月)から令和元年10月4日(金)まで

(土・日・祝日を除く)

午前9時から午後4時まで(時間厳守)

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

ア 看護小規模多機能型居宅介護事業者の募集に係る事前協議申出書（様式 1）

イ 法人の概要（任意様式にて、所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等を記載してください。※パンフレット等があれば添付してください。）

ウ 事業概要調書（様式 5）

エ 事業所の位置図、施設の配置図、平面図、給排水計画図など施設建設に関する図書

オ 実施予定事業の定員・従業者等の計画（様式 7）

(2) 応募書類の提出

本募集に応募を希望する事業者は、「応募申込に係る提出書類一覧」（12～13 ページ）を参照の上、代表者または施設長予定者が本課窓口を持参し提出してください。

① 受付期間

令和元年 10 月 28 日（月）から令和元年 12 月 6 日（金）まで

（土・日・祝日を除く）

午前 9 時から午後 4 時まで（時間厳守）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

② 提出書類

提出書類に必要な様式類については、袖ヶ浦市介護保険課ホームページよりダウンロードしてください。

※ 添付書類については、原本の写しで差し支えありません。

③ 提出場所及び問合せ先

事前協議申出書並びに応募申込書の提出場所及び問い合わせ先は次のとおりです。

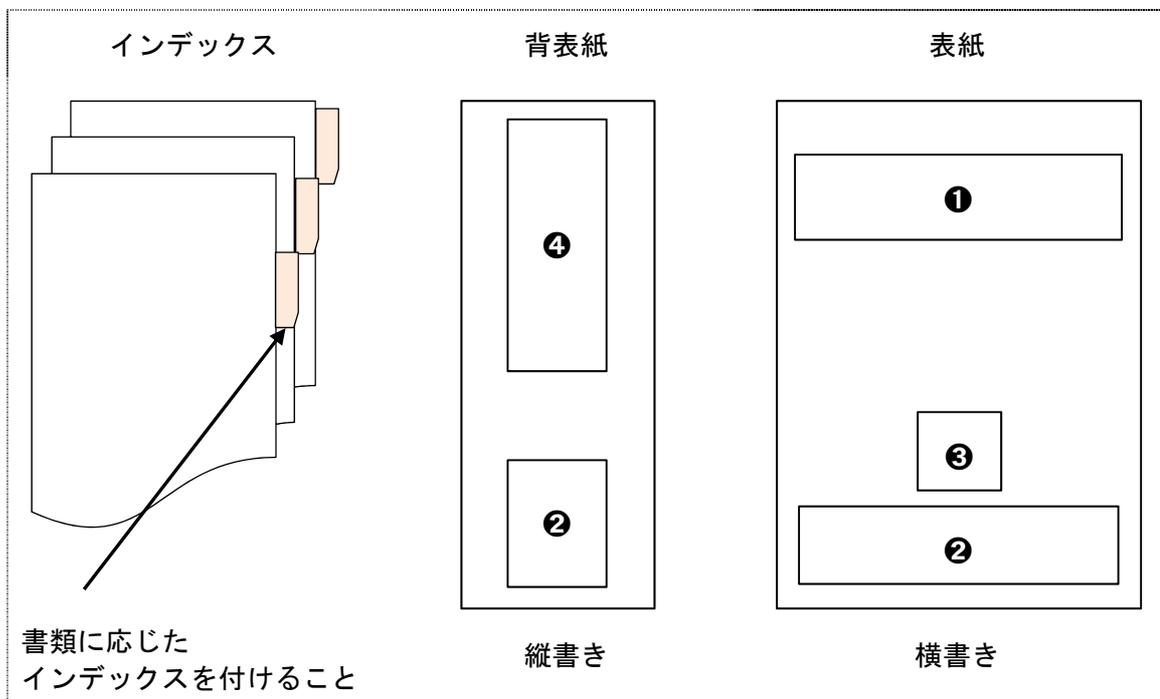
<提出場所及び問い合わせ先> 袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 宛て 住所 袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1 電話 0438 (62) 3158 F A X 0438 (62) 3165 Eメール sode73@city.sodegaura.chiba.jp
--

④ 提出部数：20 部（正本 1 部、副本（コピー可）19 部）

※副本については、正本の写しで差し支えありませんが、「事業所（予定地）の写真」のみフルカラーの写しを副本に添付してください。

⑤ 作成上の注意

- ・直接持参し、提出してください。郵送・宅配業者等での提出方法は、受けません。
- ・提出書類不備・不足の場合、審査の対象から除外となります。注意してください。
- ・提出書類は、特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型で作成してください。
- ・提出書類の体裁は、次のように整えてください。
 - 全体の目次及びページをつけ、ページごとに右肩に項目名を標記する。
 - 項目ごとに文字表記のインデックスをつける。(番号のみ可)
 - 全体をバインダー等で綴り、表紙に、「令和2年度整備看護小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書」、正本又は副本の区分、整備事業者所の見出しを付け、背表紙には「令和2年度整備看護小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書」、整備事業者名の見出しを付けてください。
 - 提出書類はA4サイズに統一し、図面でA3サイズの場合はA4サイズ折りしてください。



バインダー等に、次のとおり見出しをつけてください

- ①応募申込書：令和2年度整備看護小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書
- ②事業者名
- ③正本又は副本の区分
- ④応募申込書：令和2年度整備看護小規模多機能型居宅介護事業所応募申込書

7 応募に当たっての留意点

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 令和元年12月6日（金）の締切日以降、事業所の都合による計画の変更や書類の差し替えは原則として認めません。市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。この事を踏まえて、提出日及び提出時間を考慮してください。
- (3) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することが出来ませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (4) 事業計画の中止や選考されなかったことによる一切の損害等について、袖ヶ浦市は責任を負いません。
- (5) 今回の応募に当たって提出した提案内容について、事業候補者として選定された後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ応募してください。
- (6) 書類の作成その他応募に必要な一切の費用は応募事業者の負担とします。
- (7) 提出された書類は添付資料等も含め、原則として返却しません。また、袖ヶ浦市情報公開条例の規定により、情報公開の対象となる可能性があります。
- (8) 他の応募者の計画の内容に関しての問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。
- (9) 代表者、管理者、計画作成担当者、介護支援専門員等の要件を確認し、開設までに必須研修を修了した職員を配置できるようスケジュールに注意してください。
- (10) 市長は、選考された法人又は事業者において、この公募要項に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるものとします。なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- (11) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式10）を提出してください。
- (12) 事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。
- (13) 福祉部、担当課、その他関連する部署へのご挨拶は一切お断りします。

8 禁止事項・欠格事項

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ① 審査の結果、法人に応募資格がないと認めた場合。
- ② 袖ヶ浦市介護保険運営協議会の審査前に、協議会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触したことが明らかになった場合。
- ③ 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合、提案内容・事業運営に関し法令違反が明らかになった場合。
- ④ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての選考を取り消します。

- ① 事業開設に係る関係省令等に抵触するなど、明らかに整備が不可能であると市が判断した場合。
- ② 本公募要項の要件に適合しない変更等を、市の承諾なく行った場合。
- ③ 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市が認める場合。

9 質問及び回答

(1) 受付期間及び受付方法

本募集要項等に関して質問がある場合は、令和元年7月1日（月）から令和元年8月16日（金）午後4時までにFAX又はEメールにより受け付けます。これ以外の方法（電話、口頭等）での質問は受け付けません。

(2) 質問票の記載について

- ① 質問票（様式11）に要旨を簡潔にまとめ、質問票1枚に1件の質問としてください。
- ② 質問票到着後、質問の内容に関し確認させていただく場合がありますので、質問票の控えを保管しておいてください。

<送付先>

袖ヶ浦市福祉部介護保険課管理班 宛て

FAX 0438 (62) 3165

Eメール sode73@city.sodegaura.chiba.jp

(3) 質問に対する回答

受付期間中に受け付けた質問については回答書を作成し、令和元年8月23日（金）までに、袖ヶ浦市介護保険課ホームページに掲載いたします。

10 選定方法

(1) 運営事業所の決定方法

- ① 運営事業所の決定は、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」で審査選考し、同運営協議会の意見等を踏まえて、市長が決定します。
- ② 審査は、書類審査、現場調査、事業者のプレゼンテーション（提案）及びヒアリング（質疑・応答）により行い、総合的に評価・審査します。

プレゼンテーション及びヒアリングは、本事業に関する考え方や特色などについて、プレゼンテーションしていただいた後に、その内容についてヒアリングを行います。

このプレゼンテーションは、応募申込時に提出していただいた書類を資料とし、口頭による説明を基本としますが、当日会場で必要に応じて簡単な書類等を配布することは可能です。

(2) 審査の項目

次に掲げる選定基準等に照らし、総合的に審査します。

① 運営理念及び基本方針【満点20点】

・本公募に応募した理由

本公募に応募した理由、動機などについて望ましいものと認められるか。

・地域密着型サービス提供にあたっての理念・基本方針

地域密着型サービスに必要な法令・制度の目的を理解し、適切なサービスの提供を期待できるか。

・サービスの質の向上に対する考え方・取組み

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供するための基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

・利用者に対する考え方・取組み

利用者の心身の状況等の把握、利用者・家族のプライバシー等の個人情報管理に対する取組み、身体拘束・虐待防止に対する取組み、苦情・相談体制などについて、基本的な考え方や具体的な取組みは期待できるか。

② 事業内容の具体性【満点20点】

・事業計画書に基づいた具体的な事業スケジュール

事業スケジュールに必要な手続きが盛り込まれ、適正なスケジュールと認められるか。

・事業所の確保状況及び立地状況

事業所の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれるか。事業所の立地状況は交通アクセスや医療機関など地域環境を考慮しているか。

③ 財源の確保・採算性についての考え方【満点10点】

・事業所整備の資金計画及び資金の確保は認められるか。

・事業の計画に基づいた収支計画は安定かつ継続的な運営が見込めるか。

④ 安全・安心への対策【満点10点】

・地震等災害発生時における避難場所・避難経路等の確保及び入所搬送について具体的な対策が図られることが認められるか。

・防犯体制が図られることが認められるか。

⑤ 人材の確保・育成への対策【満点10点】

- ・人材確保に対する取組みは期待できるか。
- ・職員の育成・接遇に関する取組みは期待できるか。

⑥ 地域住民の理解・支援の状況【満点10点】

- ・事業所予定地に隣接する土地の地権者の同意を得ていると認められるか。
- ・事業所予定地の周辺の地元区・自治会や地域の住民に対して計画の説明を行っているか。

⑦ 地域等との連携【満点20点】

- ・地域との連携の考え方と取組みは期待できるか。
- ・運営推進会議の設置に対する取組みは期待できるか。
- ・協力医療機関との連携体制が図られていることが認められるか。
- ・地域包括支援センター、介護サービス事業者との連携・協力について見込みがあると認められるか。

(3) 採点方法

満点は100点です。

袖ヶ浦市介護保険運営協議会委員1人1人による採点を行います。

なお、採点の結果、合計点数が、「出席委員数×100点（満点）×60%」に満たない場合は、提案事業所が1所であったとしても、選定事業所なしとします。

(4) 審査結果の通知

すべての応募事業者に文書で通知します。選考経過についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

<注意> この決定は、指定を確定したものではありません。事業所の指定には、事業所開設前に指定申請書の提出が必要であり、指定事務に係る審査において、指定基準・運営基準等に該当しない場合は、指定をしません。

(5) 審査結果の公表

決定した運営事業所名及び事業の内容は、市のホームページで公表します。（応募者の申請内容については、公表いたしません。）

11 補助金について

千葉県介護施設等整備事業交付金を活用し、補助を行う予定です。ただし、当該交付金については、県予算の関係等により不交付となることも想定されます。

なお、袖ヶ浦市では、これらの交付金の採択、不採択に関わらず、市単独補助は行いませんので、補助を希望する事業者につきましては資金計画の策定にあたりご承知おきください。

〈参考〉

下記の補助金単価は、令和元年度の単価であり、令和2年度においては異なる場合があります。

◎地域密着型サービス施設等整備事業分

施設の種類の種類	補助単価	対象経費
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1施設につき 32,000千円	補助対象事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）とする。ただし、別の補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

◎地域密着型サービス施設等開設準備事業分

施設の種類の種類	補助単価	対象経費
看護小規模多機能型居宅介護事業所	宿泊定員数 1人につき 800千円	補助対象事業の開設に必要な需用費、使用料、賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費とする。ただし、開設前の6か月間の準備に係る経費に限る。

※対象経費が補助単価に満たない場合は、対象経費の額となります。

12 応募申込に係る提出書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	看護小規模多機能型居宅介護事業者応募申込書	様式 2
2	応募に係る誓約書	様式 3
3	定款（写し） ・最新のもの	任意様式
4	法人登記の履歴事項全部証明書 ・応募申込日前 3 か月以内に発行された最新のもの	—
5	法人事業概要（パンフレット等）	任意様式
6	当該申請に係る資産の状況 ・直近 2 年分の決算書類（収支予算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録） ・賃貸借契約書（賃貸物件の場合のみ）	任意様式
7	役員名簿	様式 4
8	事業概要調書	様式 5
9	開設提案書	様式 6
10	実施予定事業の定員・従業者等の計画	様式 7
11	開設までのスケジュール ・開設までに必要な手続き、資金調達、設計、工事、人員等に係る日程等を時系列に記載したもの	任意様式
12	事業所（予定地）の写真 ・事業所（予定地）の状況（現況、排水先、接続する道路等）がわかるもの ・外観及び内部の現況写真（既設のみ）	—
13	計画図面に関するもの ①位置図（縮尺 1/10,000 程度） ②周辺図（縮尺 1/1,500 程度） ③公図（写し） 事前協議申出書提出日前 3 か月以内に発行された最新のもので、敷地を太線で囲い、敷地及び隣接地には地権者名を記入すること ④敷地求積図 ⑤現況図 ⑥土地利用計画図 敷地の利用計画、及び建物の配置のわかるもの ⑦給排水計画図	—
14	事業所の案内図・配置図・平面図等 ①案内図（縮尺 1/10,000 程度） ②配置図 ③平面図 ④その他：実施地域（予定）を記載した図面	—

15	土地、建物に関する権利関係が確認できる書類 ・登記簿謄本、賃貸借契約書の写し等	
16	検査済証の写し ・建築基準法及び消防法上の検査済証の写し（既設のみ）	
17	施設建設予定地事前協議内容報告書 ・協議事項ごとに関係機関からの指摘事項、指摘事項に対する対応策、スケジュールを記載し、必要があれば添付書類を添付してください。	様式 8
18	事業計画書 ・事業計画書（事業開始から 3 年間の利用者の見込み） ※当初から 100%の稼働率を目指すのではなく、職員の習熟度などを勘案し、計画的な利用者数見込みとしてください。	任意様式
19	資金計画書 ・資金需要（事業費、借入金返済、運転資金等） ・資金調達（自己資金、借入金等） ・借入金返済計画	任意様式
20	収支予算書 ・事業開始から 3 年間の収支見込（介護報酬等は現行制度によります。） ※当該赤字の場合は黒字に転換するまで作成してください。	任意様式
21	その他の必要な書類 ・現在運営している施設等のパンフレット	—
22	原本証明書	様式 9

提出書類は、原則として A 4 サイズで作成してください。（図面については A 3 サイズ可）

13 その他の書類一覧

	提出書類の内容等	様式等
1	応募辞退届	様式 10
2	質問票	様式 11

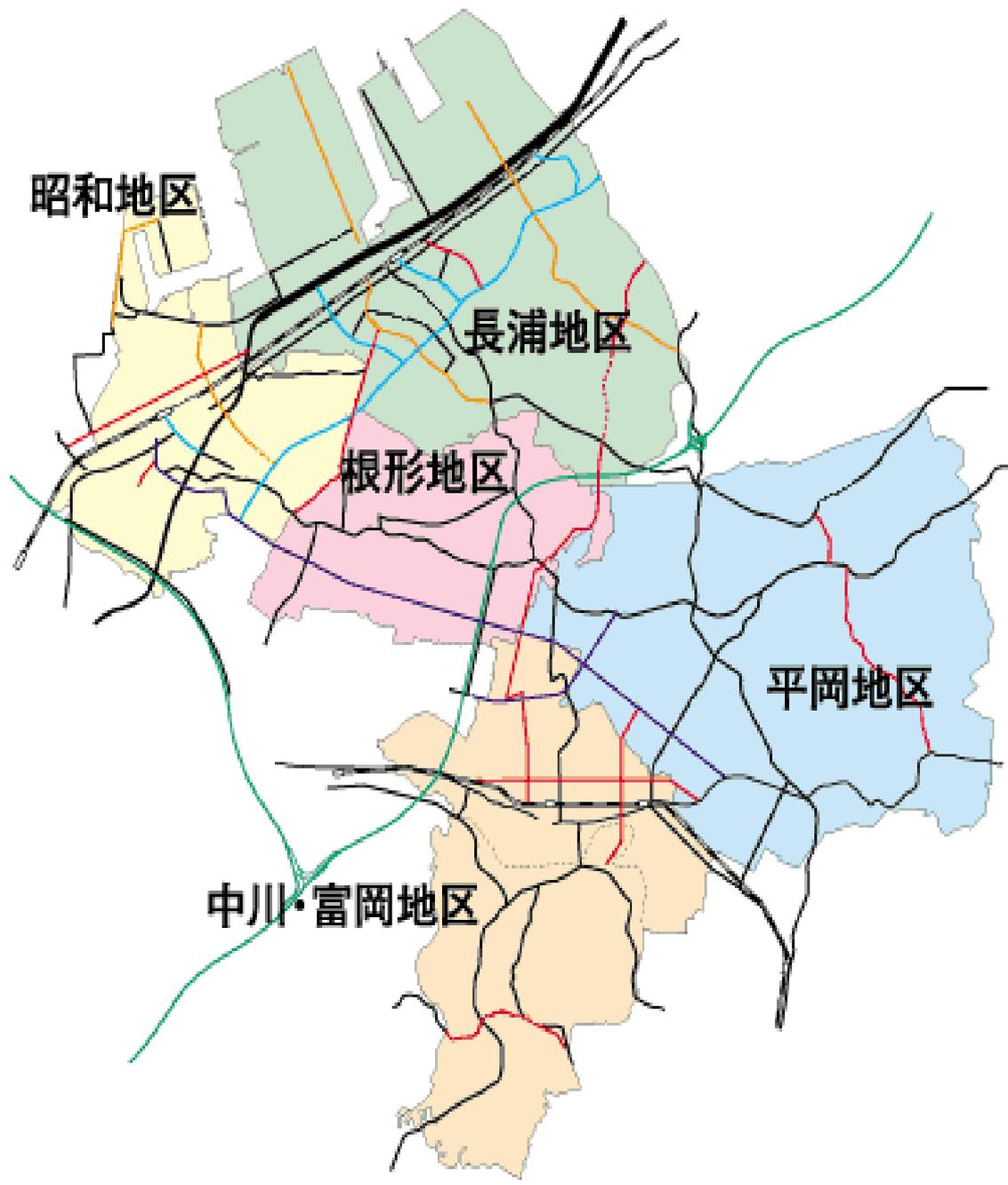
※ 別表

●日常生活圏域の区分

圏域名	住 所
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1丁目～2丁目、福王台1丁目～4丁目、神納、神納1丁目～2丁目、南袖
長浦地区	今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井
中川・富岡地区	百目木、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真理錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

※市内全域＝全区域

<図 袖ヶ浦市の日常生活圏域>



議題(2) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、新規指定が1件、更新が1件あったことから報告するものです。

【新規】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			更新前		更新後	
			法人名	代表者役職	代表者	指定(更新)日	指定終了日	指定更新日	指定終了日
ケアセンターおびつ	君津市 三田401番地	第1号通所事業	有限会社ウエルネス 上総	代表取締役	花澤 礼子	—	—	令和元年5月1日	令和4年5月31日

【更新】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			更新前		更新後	
			法人名	代表者役職	代表者	指定(更新)日	指定終了日	指定更新日	指定終了日
セントケア袖ヶ浦	袖ヶ浦市 横田2189番地1	第1号訪問事業	セントケア千葉 株式会社	代表取締役社長	成田 正幸	平成30年4月1日	平成31年3月31日	平成31年4月1日	令和7年3月31日

議題(3) 令和元年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

令和元年度指定介護予防支援業務の委託について、新規の委託事業所との契約締結を行うため承認を求めるものです。

令和元年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所（追加分）

NO	契約日	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所					運営主体			
				住 所	指定取得	指定更新	管理者	常勤換算	法人名	代表者役職	代表者	住 所
43	令和元年 6月1日	1272403096	ケアステーションちいき のわ	千葉県市原市椎津 2644-1	平成26年 12月1日	-	白濱 繁生	3	株式会社ちい きのわ	代表取締役	白濱 繁生	千葉県市原市椎津2644-1

議題(3) 資料

議題（４） 低所得者への介護保険料軽減強化について

1 軽減強化の概要

平成27年度に予定された消費税10%への引き上げにより、平成27年度から消費税を財源とした保険料軽減強化が設けられましたが、10%への引き上げが延期されたことから、保険料軽減強化は平成27年度から一部実施し、消費税10%引上げ時に完全実施することとなりました。

軽減強化の一部実施は現在まで継続していますが、今回の消費税10%への引き上げに伴い、令和元年度から保険料軽減強化が拡大されることとなり、国から軽減の基準が示されました。

軽減強化の内容については、改正された介護保険法施行令に示された保険料率の軽減範囲を超えない範囲において、市町村が定めることとされています。

2 軽減強化の内容

(1) 平成27年度からの実施（一部実施）について

消費税による公費を投入（消費税率引き上げによる財源で手当）して、低所得者の保険料の軽減強化を行う制度が、平成27年度に設けられました。袖ヶ浦市では、制度の趣旨及び近隣市の状況を踏まえ、第1段階の保険料率について、国が示した軽減範囲の上限値を適用し、軽減しています。

また、市原市及び君津圏域3市も、本市と同様に上限値を適用しています。

所得段階	軽減強化前		国の軽減 範囲基準の 上限を適用	現行(一部実施)		保険料軽減額
	保険料率	保険料額		保険料率	保険料額	
第1段階	0.48	29,145 円	0.05	0.43	26,109 円	3,036 円

※保険料率は、基準額（第5段階）60,720円に対する割合

(2) 令和元年度の軽減強化実施に対する案

国が更なる軽減強化のため、減額範囲を拡大しました。袖ヶ浦市では制度の趣旨を踏まえ、今回も国が示す保険料率軽減範囲の上限値を適用する方向で準備を進めています。

所得段階	現行(一部実施)		国の軽減 範囲基準の 上限を適用	軽減後		保険料軽減額
	保険料率	保険料額		保険料率	保険料額	
第1段階	0.43	26,109 円	0.075	0.355	21,555 円	4,554 円
第2段階	0.73	44,325 円	0.125	0.605	36,735 円	7,590 円
第3段階	0.75	45,540 円	0.025	0.725	44,022 円	1,518 円

3 軽減対象者

第1号保険料所得段階のうち、市民税非課税世帯である、第1段階から第3段階までの方です。

所得段階	対象者数 (令和元年度)	基準
第1段階	2,419人 (14.1%)	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者、市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者
第2段階	853人 (5.0%)	市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下
第3段階	757人 (4.4%)	市民税非課税世帯で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者
計	4,029人 (23.5%)	※()の割合は、第1号被保険者総数17,121人に対する割合

4 予想される費用等

軽減により減額となる保険料額は公費により補填することとされており、国から1/2、県から1/4を負担金として受け入れ、市町村負担は1/4となっています。

令和元年度	減額となる保険料総額	市負担額(1/4)
現行の軽減強化	7,344,084円	1,836,021円
軽減強化の拡大後	25,983,606円	6,495,902円
差引(令和元年の拡大分)	18,639,522円	4,659,880円

5 令和元年度以降の対応について

令和元年度の軽減強化拡大は、10月以降の消費税率引上げによる財源での手当であることから、令和2年度以降の完全実施における軽減の半分の水準とされています。令和2年度以降の完全実施時の軽減については、改めて政令改正することが予定されており、再度の保険料率改正が見込まれていません。

消費税率改定に伴う介護保険料率の引き下げ(袖ヶ浦市)

